

松本砂防事務所 コンプライアンスの取り組み(その3)

北陸地方整備局では、発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、綱紀の保持を図り、もって国民の信頼確保を目的として、「北陸地方整備局発注者綱紀保持規程」を定めています。

これと平行して「北陸地方整備局コンプライアンス推進計画」を定め、コンプライアンスの徹底を図るため各種取り組みを行っています。

～ 6月27日「コンプライアンス出前講座」を開催しました ～

松本砂防事務所では平成26年6月27日(金)、事務所職員を対象としたコンプライアンス出前講座を開催しました。

当日は本局から小柳適正業務管理官が講師として来所され、事務所長を筆頭に16名が受講しました。

内容は、「発注者綱紀保持規程」を中心として、現在のコンプライアンス推進体制、規程のポイント、情報の適正な管理、秘密の保持、不当な働きかけに対する対応等

続いて副所長から入札談合等関与行為の事例、厳しいペナルティ、職員の心構え等について説明し、また外部からの不当な働きかけに対しては、誰もが当事者になる可能性があり、先ずはっきり断ること、そして必ず記録し報告することを説明しました。

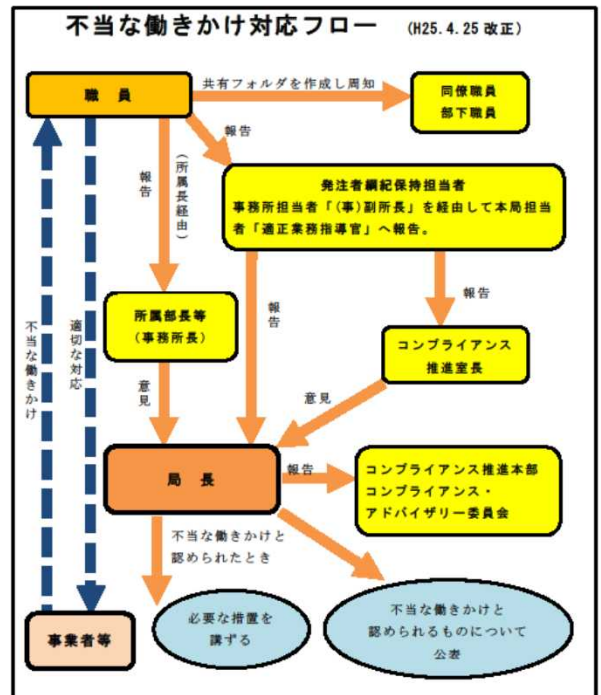
最後に国民全体の奉仕者として自覚し、非違行為に対しては組織でかつ早期に対応することが重要であることを確認しました。



教材ビデオの1シーン
今回の予定価格は・・・



真剣にビデオを見る参加者



「北陸地方整備局発注者綱紀保持」の情報はこちらのURLからご覧いただけます

<http://www.hrr.mlit.go.jp/johokokai/order/index.html>

2014.06.24